

Title	〔商法一七〕登記と異なる本店所在地を記載した手形を振出した場合の署名取締役の責任 (昭和三三年八月九日、東京地方裁判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.8 (1961. 8) ,p.67- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610815-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ければならない。ただし、本件の場合に、農地法第二〇條第一項のみが問題となるのであつて、他の法條は、これとまつたく關係がないといえるのであるかどうかは、疑問であると考ええる。本件では主として右第二〇條が争われていることはもちろんであるが、この問題は、農地に關する權利に對する制限についての種々の違憲問題の一環として、かかる制限に關する第二〇條以外の他の法條、および農地法全體の主旨ないしは法原理との關連において、地主の權利に對する制限の違憲性が問題となつてゐるのであり、またこのよゝな關連をもつて違憲問題の發生することも、十分にその可能性が考えられることである。ところで上告人のあげた農地法第三條は、農地に關する權利の移轉に對する制限についての一般的な規定を定めたものであり、また農地法第一條は、同法の目的および一般的な

主旨を宣言してゐるのであつて、貸借の制限に關する第二〇條とまつたく無關係なものであるとは考えられない。これらの規定が、相互に關連のないものであるならば、他の條文についての違憲性を主張することが必要でないことは、まさに判示のとおりであるが、關係があるとすれば、争の中心になつてゐる右第二〇條との關係において、同條の違憲性を理由づけるために、これと關連性のある他の條文なり、または農地法の一般的な主旨ないしは原理について、その違憲性を主張することも許されるべきではないかと考えられるのである。要するに本件判示は、原則的に支持されるべきものであると考えるが、なお若干の補足を要するものであると思ふ。

(田口 精一)

〔商法 一七〕 登記と異なる本店所在地を記載した手形を

振出した場合の署名取締役の責任

昭和三年八月九日、東京地方裁判決
昭和三年(ワ)第八六五號約束手形金請求事件
下級民集九卷八頁一五五八頁
昭和三年二月二十四日東京高等判決
昭和三年(ネ)第一八〇八號約束手形金請求事件
下級民集九卷二號二五七七頁

【判示事項】 本店の移轉登記未了の移轉先を肩書地とする會社の

取締役社長の名義で手形振出行爲をした者の手形上の責任

【参照條文】 商法一二條、一五條、手形法八條

【事實】 訴外甲會社は、昭和二三年六月二八日、東京都港區を本店所在地として設立された株式會社であるが、昭和三〇年一月頃その本店を中央區に事實上移轉した。ところがその移轉登記前の昭和三十一年一月三十一日、被告Yは住所を東京都中央區寶町三丁目一番地と記載した振出人訴外甲會社の取締役社長名義の本件約束手形一通を振出し、之を受取人訴外B株式會社に交付した。

受取人會社は、その約束手形を裏書により原告Xに讓渡したので、原告Xは、満期に支拂場所に右約束手形を呈示の上、支拂を求めたが拒絶された。よつて原告Xは、本件約束手形の振出人の住所として東京都中央區寶町云々と記載されているが、右の場所では被告Yが甲會社の名義で個人として營業しているだけであつて、右場所に本店を置く甲株式會社という會社は法律上存在しないのであるから、被告Yは不在の會社の代表者名義で本件約束手形を振出したのであり、右手形金の支拂については、振出人と同一の義務を負うものといわなければならない。又かりに中央區に本店を有する甲會社が存在するとしても、その本店において會社の登記がなされていないから、右約束手形振出當時、右會社の存在を知らなかつた原告に對し被告は甲會社の存在を主張することはできないとして、本件約束手形金及びこれに對する満期の日以後の手形法所定の法定利

息金の支拂を求めた。

これに對し被告Yは、甲會社は昭和二三年六月二八日、東京都港區を本店所在地として設立された株式會社であるが、その後本店を東京都中央區に移轉し、本件約束手形が振出された當時、本店移轉の登記こそ完了していなかつたが、同所において業務を営んでいたものであり、被告Yは、その代表取締役として本件手形を振り出したものであるから、被告Yが右手形金支拂の責を負うべきいわけではない。又原告Xは、甲會社の本店所在地が東京都中央區であることを知つていたのであるから、甲會社の本店移轉について善意であつたとはいえないと答辯した。

一審判決 原告請求棄却

その理由として、本件約束手形の振出人欄には、甲會社の住所として東京都中央區寶町云々と記載されているが、右住所とは甲會社の本店所在地を指すものと解すべきであるところ、證據を綜合すれば甲會社は昭和三〇年一月頃から、その本店を港區から中央區に移轉したものと認めるのが相當である。そして本件約束手形が振出された當時、東京都中央區に本店を置く甲會社は、その消滅に關する特別の事情がない限り法律上存在したものとすべきであるが、右特別の事情の存在については主張立證もないので、本件約束手形が振出された當時、甲會社が存在しなかつたとの原告Xの主張は採

用できない。

又、假定的主張については、株式會社がその本店を移轉したにもかかわらず、商法所定の登記をしないときは、その會社は存在を善意の第三者に對抗し得ないかのごとく解されるが、登記制度の目的から考えて、このような場合に商法一二條を適用するに當つては、同法にいわゆる「登記すべき事項」のうちには、本店移轉の登記完了前に舊本店の所在地において、すでに登記されている事項を含まないものと解するのが相當である。したがつて本店移轉の登記および公告がされない場合でも、善意の第三者に對抗することができないのは、通常新本店の所在地だけで、當該會社の存在は、善意の第三者に對してもまた對抗し得るものといふべきである。そして、この見地に立てば、原告の主張は、その事實の有無について判斷するまでもなく理由のないことが明らかである。本件約束手形は、被告Yが法律上存在する甲會社の代表取締役の資格で振出したものといふべきであるから、これと相反する主張を前提とする原告の本訴請求は理由がないこと明らかであるといふのである。

原告Xは控訴し、控訴の理由として、控訴人（原告）主張の部分につき「本件約束手形の振出人欄には甲會社の住所として、東京都中央區賣町三丁目一番地と記載されており、假に右の場所です實上……株式會社名義で營業していた者があるとしても、それは被告

か同會社の名義で個人として營業をしているだけであつて、右場所
に本店を置く甲會社という會社は、法律上存在しないのであるから、被告が約束手形の振出人欄に取締役社長として記名押印しても無意味であつて、結局被告は實在しない株式會社の振出名義を使用して本件約束手形を個人として事實上振出した者として手形法七七條二項、八條前段の準用により、手形振出人としての義務がある」と訂正し、又かりに「賣町三丁目一番地に本店を置く甲會社が存在するとしても、右本店の所在地において」とあるのを一本件約束手形面に記載してある場所には」と訂正した。

控訴審判決 控訴棄却。

その理由として、原判決の理由の他以下を追加している。

即ち會社も自然人と同様社會に實在するものであり、その實體が同一性を失わない限り同一の會社と認むべきであつて……會社がその本店を移轉し、その移轉についての登記がされなくても従前の本店所在地で會社設立の登記がされている以上、會社が當然その存在を失うに至ると解すべき理由のないのは勿論、右の場合、商法一二條の規定で善意の第三者に對抗できないのは本店移轉のことだけで、會社の存在自體までこれを對抗できなくなるものとは解せない。しかも本件では手形外觀解釋の原則からいえば本件手形は東京都中央區賣町三丁目一番地に本店を有する甲會社がこれを振出した

ものと見るのが相當で、その手形の裏書を受けた控訴人も特別事情のない限り、そのような手形としてこれを受取つたものと認めるのが相當である。たとえ本件において甲會社の本店が右場所に移轉したことについての登記がされてないにしても、控訴人は少くともその本店が右場所に存することを知つていたものと認めるのが相當だから、この意味で控訴人は右本店移轉のことについても善意の第三者とはいい得ないものともいふべきである。

いずれにせよ甲會社が存在しないことを前提として被控訴人に本件手形金の支拂を求める控訴人の請求は失當で、原判決は相當である。

【評釋】

本判決は一審二審とも妥當である。

判決は當該手形の振出人は甲會社であつて、被告（被控訴人）ではない。又商法一二條で、善意の第三者に對抗できないのは本店移轉のことで、會社存在自體まで對抗できなくなるものと解せないし、甲會社が存在しないことを前提として、被告（被控訴人）に手形金の支拂を求める原告（控訴人）の請求は失當としている。

本件では次の二つが問題になるであろう。第一は、當該手形の振出人は誰か、ということであり、第二は商法一二條で「善意ノ第三

者ニ對抗」しえないのは甲會社の存在であるのか、それとも移轉の事實かということである。

第一の點については、二審判旨も述べる如く「手形外觀解釋の原則からいへば本件手形は……甲株式會社がこれを振出したものと見るのが相當である」。

手形振出には手形振出人の署名を要し（手形法一條八號、七五條七號）、會社が手形を振出すには、取締役が會社の爲にすることを示して、代表取締役が署名すればよい（東京控・明四三年・一〇一九民三判、明四三年（モ）第三五三號・新聞六八四、二）のであるが、本件では、被告は甲株式會社の代表取締役として本件手形振出人の署名（記名捺印）を爲したのであるから、その振出人は甲會社である。

ただ問題は、振出人會社の肩書に住所として未登記の本店所在地を記載している點である。通常振出人會社の肩書地には本店所在地が記載されるであろう（まして振出人欄住所記入が要求されてあれば、それは本店所在地を書くことと理解されるであろう。本件の場合もそのような場合とも考えられるが、通常市販の手形用紙には振出人につき住所の記載欄はない）が、支店もしくはその行爲をなす營業所の所在地、又は行爲地を表示することもあり得る。このことは振出人の住所として記入させてあつても同様であろう。一般に、會社の取引又は手形行爲に當り、その肩書地に本店所在地を記載するこ

とを要求する法の規定はなく、このように表示された肩書地に一定の法律効果を歸することはあるが(例えば手形法二條)、その肩書地を以て當該會社の本店所在地とみなし、同所に本店を有するような會社として特定するほどの効果を與えるものではないのである。この意味において本判決が手形振出人の肩書地を當該手形關係における意味をこえて、その他の關係においてまで、本店所在地をその肩書地に限定する効果を與えるような表示があることは疑問である。

第二の點は、商法一二條に關してである。本判決は、會社がその本店を移轉したにもかかわらず、商法所定の登記をしないときは、當該會社はその存在を善意の第三者に對抗しえないかのごとく解されるが、登記制度の目的から考えて、この解釋は到底是認できるものではないとし、本店移轉の登記および公告がされない場合でも、善意の第三者に對抗することができないものは、通常新本店の所在地だけで、當該會社の存在は善意の第三者に對してもまた對抗しうると述べている。このような場合において適用される商法一二條にいわゆる「登記すべき事項」は本店移轉についてであることは賛成である。會社は、その本店所在地にて設立登記をなすことによつて

成立(商法五七條)し、その後本店を移轉した時は本店移轉の登記をなす(商法六六條三項)が、登記未了の間はその移轉を善意の第三者に對抗し得ない。これが商法一二條である(今までの判例は商法一二條から、その會社の存在自體まで對抗できないとしていた。例えば東京高等裁判所第一民事部・昭三一・一一・一六判、東京高等裁判所第二民事部・昭三一・一一・二三判、東京地方裁判所民事第六部・昭三一・八・三〇判等、反對に會社の同一性を認めたものとして東京地方裁判所・昭三一・七・一一判がある)。よつて本件の場合、甲會社の本店が中央區にあることを善意の第三者に對抗出來ないが、本店が何處にあるにせよ、ともかく甲會社が本件手形を振出したことが認められれば、そのものが手形の振出人として責任を負わなければならないのは當然である。まして前述せる如く振出人の住所が必ずしも會社の本店所在地にはあたらなないとすれば(尤もこの點本件では本店所在地であつたから問題ないが)、その手形を振出したそのものが責任を負うことになる(筆者・會社の本店所在地の意義・法學研究三一卷一號参照)。

(米津 昭子)